

事 務 連 絡  
令和 6 年 4 月 3 日

一般貸切旅客自動車運送事業者 殿

東北運輸局山形運輸支局  
首席運輸企画専門官（輸送監査担当）

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

標記について、自動車交通部旅客第一課長より別添のとおり事務連絡がありましたので了知願います。

事務連絡  
令和6年3月29日

管内各運輸支局  
首席運輸企画専門官（輸送担当） 殿

自動車交通部旅客第一課長

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について（平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号）に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

標記の件について、令和6年3月29日付け事務連絡により、物流・自動車局旅客課貸切バス班長から別添のとおり通知があったので了知されるとともに、各支局管内のバス協会非加盟事業者あて通知願います。

事務連絡  
令和6年3月29日

各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

物流・自動車局旅客課貸切バス班長

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

標記について、以下のとおり定めるので、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あて周知されたい。

なお、本件については、別添のとおり、公益社団法人日本バス協会理事長あて通知したので申し添える。

記

北海道運輸局	: 253,034円
東北運輸局	: 232,434円
関東運輸局	: 307,693円
北陸信越運輸局	: 259,737円
中部運輸局	: 295,652円
近畿運輸局	: 299,685円
中国運輸局	: 260,976円
四国運輸局	: 254,765円
九州運輸局	: 253,067円
沖縄総合事務局	: 216,481円

附 則

本事務連絡は、令和6年4月1日以降に報告を受けるものから適用するものとする。

○「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

今年度事務連絡	昨年度事務連絡
<p style="text-align: right;">事務連絡 <u>令和6年3月29日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長 殿 沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局旅客課貸切バス班長</p> <p>「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について</p> <p>標記について、以下のとおり定めるので、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あて周知されたい。 なお、本件については、別紙のとおり、公益社団法人日本バス協会理事長あて通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>北海道運輸局：253,034円 東北運輸局：232,434円 関東運輸局：307,693円 北陸信越運輸局：259,737円 中部運輸局：295,652円</p>	<p style="text-align: right;">事務連絡 令和5年3月29日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局旅客課 バス産業活性化対策室長</p> <p>「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について</p> <p>標記について、以下のとおり定めるので、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あて周知されたい。 なお、本件については、別紙のとおり、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>北海道運輸局：248,007円 東北運輸局：237,173円 関東運輸局：301,824円 北陸信越運輸局：264,259円 中部運輸局：293,346円</p>

近畿運輸局：299,685円  
中国運輸局：260,976円  
四国運輸局：254,765円  
九州運輸局：253,067円  
沖縄総合事務局：216,481円

附 則

本事務連絡は、令和6年4月1日以降に報告を受けるものから適用するものとする。

近畿運輸局：302,054円  
中国運輸局：260,874円  
四国運輸局：253,892円  
九州運輸局：247,455円  
沖縄総合事務局：212,020円

附 則

本事務連絡は、令和5年4月1日以降に報告を受けるものから適用するものとする。

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 2 9 日

公益社団法人 日本バス協会理事長 殿

物流・自動車局旅客課貸切バス班長

「旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第 1 0 8 9 号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について(平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日付け国自安第 1 8 5 号、国自旅第 3 0 6 号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

標記については、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長及び沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長あて通知したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。